

スターティアホールディングス グループ 光コラボレーションサービス契約約款

第1条（定義）

この約款（以下「本契約約款」といいます。）で使用される用語の定義は、次の各号のとおりです。

- (1) 本サービス：次の①から③までに掲げるサービス名で提供されるスターティアホールディングスグループの光コラボレーションサービスをいいます。
 - ① BCM 光 powered by スターティア株式会社
 - ② NOS 光 powered by スターティア株式会社
 - ③ ビジネスサービス光 powered by スターティア株式会社
- (2) 媒介：電気通信事業者であるスターティア株式会社（以下「当社」といいます。）とお客様との間における本サービスの提供契約の成立に尽力する事実行為をいいます。
- (3) 販売店：本サービスの提供に関する契約を媒介することを業として行う者をいいます。

第2条（本サービス）

1. 本サービスの販売店は下表のとおりです。

本サービス	販売店
BCM 光 powered by スターティア株式会社	ビーシーメディア株式会社
NOS 光 powered by スターティア株式会社	株式会社エヌオーエス
ビジネスサービス光 powered by スターティア株式会社	株式会社ビジネスサービス

2. 販売店は、以下の各号の業務を行います。
 - (1) 本サービスの提供契約の勧誘
 - (2) 本サービスの提供契約申込書の回収
 - (3) 本サービスの利用料金の請求書発行業務の代行
 - (4) 本サービスの利用料金の代理受領
3. 当社は、販売店の媒介によって当社とお客様との間で成立した本サービスの提供契約に基づいて、お客様に本サービスを提供します。

第3条（提供条件）

1. 本サービスの提供条件は、次の約款の定めるところによります。

スターティア光 契約約款

<https://www.startia.co.jp/agreement/st-hikari/>

2. 本契約約款及び前項に規定される約款に定めのない事項については、NTT の各種規約が適用されます。

NTT 東日本 契約約款

<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>

NTT 西日本 契約約款

<https://www.ntt-west.co.jp/tariff/>

第4条（料金の請求等）

1. 販売店は、本サービスの利用料金の請求書をお客様に発行します。
2. お客様は、販売店からの請求書に基づき利用料金等を販売店に支払います。お客様から販売店への利用料金の支払いと同時に、お客様と当社間の本サービスの利用料金の決済は完了します。
3. 本サービスにおいて、「スターティア光 契約約款」第9条（本サービスの利用料金）第4項の定めにかかわらず、各月の本サービスの利用料金を金融機関の契約者本人名義の預金口座から自動振替する方法による支払期日は、原則として請求書発行日の翌月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。
4. 本サービスには、「スターティア光 契約約款」第9条（本サービスの利用料金）第6項は適用されません。

第5条（カスタマー・ハラスメントの禁止）

1. お客様は、当社及び販売店に対して、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」（以下「カスハラ基本方針」といいます。）（URL: https://www.startiaholdings.com/customer_harassment.html）に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはならないものとします。
2. お客様が、前項の規定に違反した場合、当社はカスハラ基本指針に従い、役務の提供を中止することができます。この場合、当社はお客様に対する債務不履行責任を負いません。
3. 当社及び販売店は、カスタマー・ハラスメントについて、カスハラ基本指針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。

第6条（損害賠償責任）

当社及び販売店は、本サービス又はその媒介に関連して発生した損害について、スターティア光 契約約款の損害賠償条項に規定される範囲で連帯して責任を負うものとします。

第7条（管轄裁判所）

本サービス又はその媒介に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第8条（個人情報の取扱い）

お客様は、本サービスに関しお客様が提供した個人情報の取扱い・共同利用について、下記の個人情報保護方針等に同意するものとします。

「個人情報保護方針」「個人情報の取扱いについて」

URL：<https://www.startia.co.jp/privacy/>

第9条（本契約約款の変更）

1. 当社は、改訂日の1ヶ月前までに当社のホームページ上で告知することにより、本契約約款を変更することができます。ただし、本契約約款の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又はお客様の一般の利益に適合する場合、当社は直ちに本契約約款を変更することができます。
2. お客様が本契約約款の変更に同意できないときは改訂日までに販売店に申し出ることによって本サービス提供契約を将来に向かって、解除することができます。なお、当該解除が「スターティア光 契約約款」第12条第2項に定める最低利用期間内であっても、お客様は、当社及び販売店のいずれに対しても違約金を支払う必要がありません。
3. 前項のお客様による申出がない場合、お客様は本契約約款の変更に同意したものとみなします。

第10条（既存の約款の更改）

「BCM 光 契約約款」及び「NOS 光 契約約款」は、2025年10月1日をもって本契約約款に更改されます。

以上

スターティア株式会社

2025年8月21日制定